

永平寺町図書館協議会設置条例を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第31号

永平寺町図書館協議会設置条例

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定により、永平寺町図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、永平寺町立図書館(以下「図書館」という。)の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることができる。

(委員の構成)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者、その他教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、委員長及び副委員長が定まっていないときは、館長が招集する。

2 委員長は、館長から諮問があったとき又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

3 委員長は、議長となる。

4 委員長は、第3条に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会議は、原則公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 委員長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

第9条 協議会は、調査審議した結果、必要があると認めるときは、第2条に掲げる事項に関して、館長に意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、永平寺町立図書館において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(永平寺町立図書館条例の一部改正)

2 永平寺町立図書館条例(平成18年永平寺町条例第77号)の一部を次のように改正する。

第4条から第6条までを削り、第7条を第4条とし、第8条を第5条とし、第9条を第6条とする。